

# スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2012年4月27日発行 第13号

## 居場所づくり勉強会第16弾！ 「成年後見人ってなんだろう？」

近ごろ注目を集めている「成年後見人制度」。

これは、どんな制度でしょう？ どんなときに利用できるの？  
だれが後見人になるの？ 選挙権がなくなっちゃう！？  
わたしの老後、どうしよう？ この制度の問題点や課題は？  
障害者にとって、必要な制度なの？



つくし法律事務所所属、JCIL自立支援事業所の顧問弁護士で、自身も後見人業務にあたられている舟木浩さんと呼んで、成年後見人制度について、勉強します。

この制度について関心のある方、詳しく知りたいと思っている方、どなたでもご自由にご参加ください。

日時：5月22日（火）14:00-16:00

場所：日本自立生活センター事務所

講師：舟木浩さん

JCIL自立支援事業所顧問弁護士

反貧困ネットワーク京都事務局長

参加費：無料

担当：渡邊



## 居場所づくり勉強会第14・15弾報告

1月と2月に「障害者総合福祉法」の骨格提言について勉強会を行いました。自立支援法に代わる新しい法律は、私たちにとって重大なものです。55人の総合福祉部会の委員がまとめた骨格提言は、その指針を示した画期的なものでした。障害を本人の責任と考え、市場原理を導入した自立支援法を改め、支援を受けることを権利として認めるものだったからです。障害の範囲を広げて谷間をなくし、本人の生活の必要性に応じてサービスを受けられる仕組みにすること。地域の基盤を整備して、施設や病院ではなく地域へ移行していくプログラムもきちんと法に位置づけること。それらが新法に反映される・・・予定でした。

ところが2月に厚生労働省が提示した案は、骨格提言を無視したお粗末なものでした（第11号参照）。勉強会でもその内容を知り、政府の誠意のなさががっかりしました。でも、やはり自分たちのことです。できる範囲で政府や与党に声を届けることが大事なことは変わりありません。

今、まさに国会で新法、ではなく自立支援法改正法案が審議され、可決されようとしています。知らないうちに私たちのことが決まってしまうことのないよう、これからも注目していかないと、と感じています。（横川）

スキマタイムズに対するご意見ご感想をお待ちしています！

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：斎木・横川

TEL: 075-682-7950 E-mail: [jcil-kyoto@jcil.jp](mailto:jcil-kyoto@jcil.jp) URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

## ～介助のある風景～

『地域で共に・・・』

高橋 剛司

私は筋ジストロフィー症という進行性の四肢及び体幹機能の障害を持っています。24時間人工呼吸器を使用しています。生まれてから今まで地域で生活しています。

私が本格的に介護サービスを利用したのは、2003年度に始まった支援費制度からです。現在は、在宅介護（起床介護、就寝介護、入浴介護、見守り介護）と外出介助（余暇活動、通院介護）と毎日、長い時間介護サービスを利用します。

介護サービスを利用するまでは、正直言って家族は自宅にヘルパーさんを入れることは生活の場を見せるということで多少の抵抗がありました。私も親の介護を受けるほうが何も言わなくてもわかっているから安心だという気持ちがありました。しかし、親が高齢になってくると自分の障害が進行することも考えて、何よりも自分自身が地域で長く生活したいため、支援費制度をきっかけに思い切って自宅でもヘルパーさんの介護を受けようと決めました。介護サービスを利用して1ヶ月くらいは、緊張や不安がありましたが、ヘルパーさんの介護に慣れ、気心が知れるにつれて緊張感もなくなりました。そして、家族の介護負担を減らすことができ、私も自由に生活を組み立てることができました。

このようなメリットは、介護サービスを利用した目的なので、ある程度予想できていました。予想してなかったメリットは、人と人の関わりが増えたことです。

現在JCILさんを含め複数の事業所さん、延べ20人前後のヘルパーさんにお世話になっています。様々な年代のヘルパーさんと世間話や趣味の話など、いつも話しながら楽しく介護を受けています。また、ヘルパーさんが仕事やプライベートで行かれ

JCILは機関紙『自由人』を発行しています。その人気連載である「介助のある風景」や「今、介助に行きます」では、介助をつかっている人、介助をする人が自分の生活や気持ち、生き方を綴っています。いろいろな人がいる！ということをお伝えしたいと思い、この通信でも一部をご紹介します。『自由人』についての詳しい情報は日本自立生活センターの金・内藤（075-671-8484）まで。

た車いす利用者でも行けるお勧めのお出かけスポットを聞いて、実際にヘルパーさんに連れて行ってもらったりして、様々な情報交換の場ともなっています。人と人の関わりは生活している上で必要であると思いました。



私は24時間人工呼吸器を使用して少しの時間しか離脱できないので、常時誰かがそばにいてもらわなければならないです。そのため、起床介護や入浴介護などポイントだけでなく日常生活の介助で長い時間ヘルパーさんと生活を共にする機会が多くあります。介助者と利用者と関係であることは忘れてはいけませんが、日常会話などコミュニケーションを取りながら、時には友達、時には家族のように、緊張感なく自然体で対等に接してほしいです。

介護は人と人との信頼関係で成り立つものだと思います。ヘルパーさんは気持ちを込めて介護してもらっています。私も介護サービスなのだから「やってもらって当たり前」という気持ちではなく、「ありがとう」という感謝の気持ちを忘れないようにしようと思っています。

今後も介護サービスを利用しながら体調がゆるす限り、1分1秒でも長く地域で家族、そしてヘルパーさんと共に生きがいのある生活したいと思っています。

(2009年7月19日「自由人63号」より転載)

### こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？

ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか、動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感も和らぎます。血行がよくなるので冷え対策にも効果大！

初めてでも、身体がかたくても、ゆっくり自分のできる範囲で行うので大丈夫！男女問わずぜひ参加してみてください♪

講師は石田久美さんです。

#### ★全身をうごかすヨガ

日時:5月10日(木)・29日(火) 18:15-19:30

場所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

費用:無料



# 総合福祉法に変わるよ！ えっ、ほんま？ Part+9

自立生活満喫中のリツコさん  
でもあんまり難しい話は苦手…



障害者制度改革について  
勉強中のタクオさん  
小難しいこともやさしく(?)解説



うわ〜。早い展開！  
あつという間に新法制定なんやね。

そうか〜。「総合福祉法」じゃなく、「総合支援法」になるってことだね。

ほんまや〜。なんか中途半端な変な話し。  
中身はどうなんやろう？

自立支援法を廃止して、新しい考え方に基づいた新法制定、ということにはならなかったんだね。

そうやんな。訴訟まで起こして、自立支援法に反対していた人たちは、納得できないだろうね。政府も廃止って約束してたんやし。

そっかあ。またこれからが勝負。「骨格提言」の実現に向けて、継続的な取り組みが必要なんやね。

うわ〜。まだまだ大変だ〜。  
でも、まずは、私たちが地域でしっかりと生きていくことが大切だね！

おお〜！怒涛の展開だ。障害者総合支援法、5月に国会で審議予定だったけど、前倒しになって、もう審議に入っちゃった。衆議院ではもう可決。

うん。国会では、ほとんど審議の時間もなく、あつという間に通過の方向。4月の初旬には、民主と自公の間で、水面下で話しがまとまっていたみたい。

そう。自公がつくった「自立支援法」と民主党案の「総合福祉法」を足して2で割って、「総合支援法」となったわけだ。ジョークみたいだね。

中身は、基本的には自立支援法の一部改正。自立支援法に、「骨格提言」で提案された一部の項目を追加する、というかたち。

うん。ならなかった。まあ「基本理念」は新しくなったし、多少の改正はなされたから、一步前進とはいえると思うけど、納得してない人たちも多いよ。

そやね。でも、またこれからが勝負。「総合支援法」では、「骨格提言」を無視するとは言っていない。段階的に「骨格提言」を実現していくことを目指す、と言っている。

そうだね。骨格提言の多くの項目が、政省令で詳細を決めるとか、3年後に考え直す、とかされてるんだ。障害者の範囲、重度障害者の長時間介護の問題、支給決定のあり方、就労支援や生活介護のあり方、精神障害者施策、などなど、これからも課題は引き続く〜。

うん。それが一番大事。それを支えるために、いい制度が作られていくんだからね！

## 被災地に行ってきました！《前編》

3月末～4月のはじめに、日本自立生活センターより矢吹さん、介助者の黒田さん、石塚さん、京都でこいランドの松井さんの4名が岩手県の「被災地障がい者センターみやこ」を訪ねられました。

東日本大震災から1年。いまの被災地の現状や人々の暮らし、活動についての報告です。

昨年3月11日、東日本を襲った地震・津波災害の悲惨さは今さら言うまでもありません。しかも、その悲惨な災害から、ほとんどの人が未だに救われてはいないのです。

私たち4名（日本自立生活センター3名、京都でこいランド1名）は、被災障害当事者による支援活動の一環として、去る3月29日から4月6日まで、岩手県宮古市にある「被災地障がい者センターみやこ」を訪問いたしました。



訪問先の活動について、あるいはその感想等について、詳細で言えば多くの紙面を使うこととなりますので、ここでは大まかにお話ししたいと思います。

まず、全体像のことですが、被災地と言っても、岩手・宮城・福島など、それぞれの事情が大きく異なるということ。つまり、岩手・宮城などの被災地においては、放射能の問題についてはほとんど話題にされることはなく、漁業を中心とした企業倒産や雇用の問題が大きな問題になっていること。その逆に、原発事故による放射能被爆を毎日受けている人たちにとっては、目には見えない悪魔と闘っている状況で、他の地域の被害について気を配る余裕はほとんど無いということを物語っています。

つまり、被災地同士の連携自体が極めて難しいと言ったこととなります。現に、十日間近く訪問した地域の人たちからは、宮城・福島の被災について語られることは全くありませんでした。（これは、東日本三県と関わりをもちながら活動している私たちから見ると、何かしら複雑な思いですが、客観的に地域性を越えた視点を持って支援する活動だからこそ大事なことなのかも知れません。）

また、被災地のごく一部しか見ていない私などが軽々しく言うことではありませんが、被災からまるまる1年経った今でも、何一つ建物が建てられていない街並みを見る時、復興とは何だろうということを考えざるを得ません。木っ端みじんに打ち砕かれ、瓦礫の山が所々に置かれ、家の土台だけが残された荒涼としてしまった地域に、誰がどんな方法で新しいまちづくりをしていくのでしょうか。

私たちが訪れた次の日の夜。明日の活動予定を打ち合わせていた時、建物全体が一瞬グラグラッと揺れました。宮古は震度3でした。でも、現地スタッフ（とは言ってもほとんどが全国から集まっているボランティアの方々）も誰も全く動きませんでした。この程度の揺れは何十回となく体験しておられるのです。

「車いすなどの障害者はいないんですか？」という、まことに不思議な質問をしてしまいました。（居なければ居ないで良いのだろうにとも思いながら…）すると、地域の人からはすごい返事が返ってきたのです。「車いすの方、見たことないな。そう言えば、2、3年前に一度見かけたことがあるかな」という話し。

何と、この地域には車いすの人が居ない。住まない。住めない……。これはもう、被災障害者という問題をはるかに超えているのではないのでしょうか。

（続く）

（日本自立生活センター所長 矢吹文敏）



←土台だけになっている家。向こう側には壊れた車が並んでいる。

津波で被害を受けた建物。手前の建物は流されてなくなっている→

